

長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会中間報告書

本特別委員会は、平成27年9月7日の本会議において、下記の事項について調査・研究を行うため、全議員の賛成をもって設置された。委員数は議長を除く15人、調査期間は本調査が終了するまでである。

《調査・研究事項》

- (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること
- (2) 第9次総合計画に関すること
- (3) 公共施設等総合管理計画に関すること
- (4) その他ふるさと創生及びまちづくりに関すること

今回の報告書は、平成27年12月18日までに審査を終了した上記事項(1)(2)についての中間報告である。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、首都圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものである。

また、第9次総合計画は、平成28年度から平成32年度までの今後5カ年間の町政運営の基本となるものである。

以上、まち・ひと・しごと創生総合戦略については、策定期限の10月末日を、また第9次総合計画については、12月末日を念頭に慎重に調査・研究を行ってきた。

なお、質疑については、すべて掲載することができなかったことをご了承いただきたい。

I 調査・研究とその内容

第1回 平成27年10月9日(金)

冒頭、町長から本町に「住みたい・住み続けたい・住んで良かったと言われるような幸福度日本一のまち」づくりを次世代に引き継いでいくために、議会や各層の皆様方の参画を得て、実効性のある計画を策定したい旨の発言があった。引き続き、下記の説明を受けた。

(1) まち・ひと・しごと創生法について

2008年から人口減少時代に入り、今後ますます加速化が予測をされている。国民の消費経済力の低下など、将来的に日本の経済社会の大きな重荷となるということが想定される。人口減少の克服と地方創生を合わせて行うことにより、将来にわたって、活力のある日本を維持するために、昨年11月に、まち・ひと・しごと創生法が施行された。この法律は、目的、基本理念が掲げられており、これに基づき人口減少の将来見通しを踏まえ、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等についての総合戦略を定めることになっている。昨年12月に国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総

合戦略の策定がなされている。そのような中、市町村には国の作成した総合戦略を勘案し、地域の実情に応じた総合戦略の策定が求められている。以上の説明を受けた。

(2) 総合戦略策定等スケジュール及び長与町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン並びに総合戦略（素案）について

本町では、平成 27 年 3 月 20 日に町長を本部長とする長与町まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げている。また外部委員会として、まち・ひと・しごと創生推進会議を 6 月 1 日に設立した。委員には、大学、金融機関、労働団体、商工団体、子育て中の女性、保育園の関係者になっていただき、現在、2 回の会議を行い、10 月 21 日には 3 回目を開催する予定である。

総合戦略策定スケジュールは、平成 27 年度の策定に努めるように国から要請をされている。10 月末までに策定した自治体については、地方創生先行型の交付金を上乗せするという条件が提示され、町としてもこの交付金を活用するため、策定作業に取り組んでいる。

本町の将来人口ビジョンは、平成 72 年度を目標に、約 40,000 人と推定している。これは結婚、妊娠、出産、子育ての意識調査などの結果、希望出生率を 2.14 としたことによる。また、総合戦略の計画期間は、平成 31 年度までの 5 年間であり、人口は約 43,900 人と推計されている。

以上の説明を受け、委員からは、事業に対する国の財政支援やその財源、計画の公表予定及び方法、創生法と議会との関わりなどの質疑が出された。なお、前述した推計人口についての異論はなかった。

第2回 平成27年10月16日（金）

(1) 国の財政支援について

国からの地方創生先行型交付金の上乗せ交付分について説明があった。先行型としては、26年度第6号補正で予算化をし、全額を 27 年度に繰越しをして事業を実施している。対象事業はタイプ1とタイプ2があり、タイプ1は原則として他の地方公共団体の参考となる先駆性を有する事業を実施する場合、交付される事業である。タイプ2は、10月30日までに次の点を満たす地方版総合戦略を策定する場合で、(1)原則として成果に伴う適切な重要業績評価指数（KPI）が設定されていること、(2)外部有識者等を含めた検証機関により重要業績評価指数（KPI）の検証が行われるものであること。(3)地方版総合戦略の策定見直しについて、住民や産官学労等との提携体制を備えているということで、1団体当たり1,000万円が目安となっている。本町においては1,000万円の交付が既に決定している。

今年度は、地域住民生活等緊急支援のための交付金（先行型上乗せ交付分）として、長与総合公園体育館備品購入費1,000万円を計上している。また、繰越事業として既に今年度において事業実施しているものがある。地方創生先行型として、総合戦略の計画策定、

子育て支援、農産物加工施設、ブックスタート等である。地域消費喚起・生活支援型として、プレミアム付商品券、住宅・店舗リフォーム、LED電球等の事業がある。1億1,058万2,000円の交付を受けて事業に着手している。

以上の説明を受けた。

(2) 長与町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン並びに総合戦略（素案）について

①人口ビジョンの主な質疑

委員からは、本町人口の将来展望のための1,340名の転入者数、出生率の根拠などや県の計画との整合性などの質疑が出され、答弁として、区画整理事業等具体的開発を踏まえて、転入を想定しているとのことであった。

②総合戦略の主な質疑

委員からは、今回の総合戦略の策定も様々な計画や国の施策を網羅し、策定しているのか。また、各事業の達成目標年度や各地域の実情と将来性を十分に踏まえた持続可能な施策を実施するとなっているかどうかなどの質疑が出された。

それに対して、総合計画と密接不可分な計画と位置付け、効果的推進に努めることとなっている。また、交付金を利用し、今後も事業を続けていくこととしているとのことであった。

第3回 平成27年10月30日（金）

(1) 長与町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン並びに総合戦略について

第2回特別委員会時の説明に対し、委員各位が質疑を行い、答弁を受けた。その主なものは、次のとおりであった。

議員からの質疑等	答弁
交付金の交付の条件が、10月までの策定だが、間に合うのか。	10月30日午後の公表を考えている。
SNSで、拡散する度合いの数値化を提案したが、どうなったのか。	SNSに関する目標値として、防災メール登録者数を追加している。
安心して、出産できる体制の充実と明記したらどうか。	妊娠に係る支援は計画に加味している。
今回の交付金は、どのタイプに該当するのか。	10月末日までに策定した場合はタイプ2という交付金を受けることができる。
5年間で取り組むべき事業だが、事業の追加など可能なのか。	毎年度、推進会議にて進捗状況を検証し、必要に応じて、事業の追加または削除をする
計画の検証は1年後か。いつ頃するのか。	毎年度定期的に行う。今回は来年度の3月の予定である。
重要業績評価指数は、実際に担当する所管と詰めたものになっているのか。	重要業績評価指数の設定は、所管と繰り返し協議を行って決定した。

(2) 第9次総合計画（後期基本計画）について

「第9次総合計画」は、今後5年間の町政運営の基本となるもので、個別計画を策定するための最上位の計画であるとともに、厳しい財政運営を継続する町と町民が、将来に向けて新たな展望を切り拓いていくための指針となるべきものである。

第9次総合計画は策定期限を平成27年12月末日とし、慎重に調査・研究を行うこととした。

①総合計画策定スケジュールについて

パブリックコメントを11月4日から11月17日まで実施し、これを踏まえ、総合開発審議会を11月下旬に、12月下旬には答申案を決定するスケジュールで現在進んでいる。議会の特別委員会においても、議論を重ねていただきたいとの説明であった。

②戦略プロジェクトとしては

- 1) コンパクトで元気なまちづくりプロジェクト
- 2) 健康づくりと長生き応援プロジェクト
- 3) ながよ・こどもプロジェクト

町づくりのコンセプトは町長が標榜している「住みたい・住み続けたい・住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまち」としている。将来ビジョンの一つ目は「機能的で魅力と活気にあふれたまち」で、戦略プロジェクトを「コンパクトで元気なまちづくりプロジェクト」とした。2つ目の将来ビジョンは「安心してずっと住めるまち」で、戦略プロジェクトとして「健康づくりと長生き応援プロジェクト」、3つ目の将来ビジョンは「子供を育てたくなるまち」で、戦略プロジェクトは「ながよ・こどもプロジェクト」としている。また、分野別の政策を展開するため、将来人口の長期見通しをたてた。

政策体系は、第8次総合計画の52項目から、42項目とし、これは施策レベルを整理したためである。主なものは、従前、地域ぐるみ、母子・成人・高齢者、心の健康づくり、食育による健康づくりと、細分化されていたが、今回は健康づくりの推進の中に、全て網羅して表現している。

③分野別のまちづくり計画42項目について

3つの戦略プロジェクトに関する42項目の施策の説明を受けた。主なものとしては、多様な協働の環境づくり、地区コミュニティ活動の推進、効率的な財政運営、幼児教育の充実、学校教育の充実、農業の振興、商業の振興、雇用環境の充実、市街地の整備、地域公共交通の充実、健康づくりの推進、子育て支援体制の充実、高齢者福祉の充実などの説明を受けた。

④パブリックコメントについて

パブリックコメントについては、募集期間は11月4日から11月17日の2週間を考えている。閲覧は、役場企画課、ふれあいセンター、南交流センター、上長与地区公民館、多目的研修集会施設を考えている。提出先は役場企画課まで、提出方法は、持参、郵送、ファクス、電子メールと考えている。お寄せいただいたご意見は、氏名、住所は公表しないが、意見の概要と町の考え方をホームページや主要公共施設で公表するなどの説明を受けた。

第4回 平成27年11月6日(金)

(1) 第9次総合計画(後期基本計画)について

今回は、ページを追って順次質疑を行った。主な質疑は以下のとおりである。

- 地区コミュニティ活動の推進では、自治会加入率は、目標が80%となっているが根拠は何か。
 - 信頼される行財政運営では、行政情報の発信のため、のイメージキャラクター「ミックン」をどう有効活用するのか。
 - ふるさと納税制度の活用とあるがどうするのか。
 - お互いを尊重しあう社会づくりでは、女性の能力開発支援とあるが、最初から女性の能力というのを過小評価した前提で書いてあるような気がするが、若干ニュアンス的によくないのではないか。
 - 先駆的で質の高い生活環境の整備では、地方創生の交付金を活用して住宅のリフォームがあると思うが、住宅環境の整備に盛り込めないのか。
 - 長崎空港からの大村湾架橋は、浮橋と表現してあるが、今後はこの構想で推進していくのか。
 - 下水道の不明水解消を具体的な取り組み内容として、明記すべきと思うがどうか。
- などの質疑が出された。

第5回 平成27年12月18日(金)

(1) 第9次総合計画(後期基本計画)について

特別委員会の冒頭、町長より「前回、本委員会や総合開発審議会で議論を重ねていただいた。本日は計画書の変更点などを説明し、その後意見等をいただきたい」旨の発言があった。

その後、パブリックコメントの結果報告や、本特別委員会及び長与町総合開発審議会からの指摘により、修正された部分の説明があり、その後、質疑等を行った。

主な質疑は以下のとおりである。

- 自治会加入率のところで、2世帯住宅を1世帯とみなした場合は80%を目標にとはなにか。
- 防災メール登録者数の目標値が1,678人は目標値が若干高いのではないか。また数値1,600件でいいのではないか。
- 下水道の普及率で、現状地値が99.4%、目標値が99.5%、これは榎の鼻が整備されれば、分母が増えるので、何もしなくても目標値があがるのではないか。
- 仮称大村湾横断構想は、どこに記載があるのか。また大村湾を利用した活性化に向けて、何か計画が欲しいと思うがどうか。
- し尿収集処理の効率化とあるが、浄化槽の推進というのはでてこないのか。

なお、第3回から今回にかけての慎重なる調査・研究により、計画の修正等が多数行われた。その修正等については別表として添付する。

Ⅱ 長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会の調査・研究の経緯

月 日	委員会等	主な協議内容等
H27.9.7	H27年第3回 定例会	長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会を設置、委員は議長を除く全議員で構成
H27.10.9	第1回特別委員会	(1) まち・ひと・しごと創生法について (2) 総合戦略策定等スケジュール及び長与町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン並びに総合戦略（素案）について (3) その他
H27.10.16	第2回特別委員会	(1) 国の財政支援について (2) 長与町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン並びに総合戦略（素案）について (3) 提案提出者からの説明と意見交換について
H27.10.30	第3回特別委員会	(1) 長与町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン並びに総合戦略について (2) 第9次総合計画について ①総合計画策定スケジュールについて ②戦略プロジェクト(1)・(2)・(3)について ③分野別まちづくり計画(42)項目について ④パブリックコメントについて (3) その他
H27.11.6	第4回特別委員会	(1) 第9次総合計画（後期基本計画）について 《質疑応答》 ①総合計画策定スケジュールについて ②戦略プロジェクト(1)・(2)・(3)について ③分野別まちづくり計画(42)項目について ④パブリックコメントについて (2) その他
H27.12.18	第5回特別委員会	(1) 第9次総合計画（後期基本計画）について ①パブリックコメントの報告について ②総合計画（後期基本計画）について (2) その他

Ⅲ 終わりに

以上、今回、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略については、地域住民生活等緊急支援のための交付金を受けるため、計画の策定期限が、10月末日となっていた。そのため逼迫する日程となったが、委員各位の協力により、調査・研究を終了することができた。今回の特別委員会を通じて、委員各位の積極的な調査・研究の結果、総合戦略への種々の反映が出来たことは多大な成果であった。今後、この総合戦略は定期的な見直しもあり、本町の創生を目指して、国、県、関係機関や町民の方々と協働連携し、全力を挙げて、実効性のある総合戦略の推進を図っていただきたいものである。

また、第9次総合計画は、平成28年度から平成32年度までの5ヵ年計画である。本件においても委員各位の積極的な調査・研究により、数多くの意見の反映ができたことは特別委員会設置の成果であった。今日の社会の動向は日々変化が激しく、特に少子高齢化や人口減少の進展、経済の先行き不透明な社会経済情勢など流動的な要因をはらんでいる。そのような中、町においては、計画的な進行管理と目標達成に努めていただくことを期待する。

最後に、本委員会の調査・研究にあたり、町長以下職員の皆様のご協力に感謝と敬意を表し報告とする。

長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会委員

委員長	岩永政則
副委員長	西岡克之
委員	浦川圭一
	中村美穂
	安部都
	饗庭敦子
	安藤克彦
	金子恵
	分部和弘
	喜々津英世
	山口憲一郎
	堤理志
	河野龍二
	吉岡清彦
	竹中悟

第9次総合計画に関する議員の主な質疑・意見による修正等

【施策2 地区コミュニティ活動の推進】

《議員からの意見》 地区コミュニティ活動に関する理解醸成と加入促進とあるが、加入促進の意味はなにか。	
改正前	修正
《具体的な取組》 地区コミュニティ活動に関する理解醸成と加入促進	《具体的な取組》 地区コミュニティ活動に関する理解醸成と参加促進
《議員からの意見》 具体的な取組と主な取組が同じである。主な取組は具体的に表現するべきではないのか。もっと利用者の立場に立った取組を行うべきではないのか。	
改正前	修正
《具体的な取組》 地区コミュニティ施設の管理・運営 《主な取組》 ○地区コミュニティ施設の管理・運営	《具体的な取組》 地区コミュニティ活動の環境整備 《主な取組》 ○町民が利用しやすい、適切な施設の管理・運営

【施策3 自治会活動の推進】

《議員からの意見》 年々加入率が下がっている現状で、数値目標の80%の根拠はなにか。	
改正前	修正
《主な達成目標》 〔目標〕平成32年度 80.0%	《主な達成目標》 〔目標〕平成32年度 75%

【施策4 経営感覚のある行政運営】

《議員からの意見》 具体的な取組と主な取組が同じである。主な取組は具体的に表現するべきではないのか。	
改正前	修正
《具体的な取組》 施策評価・事務事業評価による政策マネジメントの推進 《主な取組》 ○施策評価・事務事業評価による政策マネジメントの推進	《具体的な取組》 施策評価・事務事業評価による適切な施策・事業展開 《主な取組》 ○施策評価・事務事業評価による政策マネジメント体制の構築
《議員からの意見》 現状と課題に記載してある数値目標との整合性が取れていない。40.3%とあるが現状では86%である。目標値も75%と低い。	
改正前	修正
《主な達成目標》 〔現在〕平成26年度 40.3% 〔目標〕平成32年度 75%	《主な達成目標》 〔現在〕平成26年度 86.3% 〔目標〕平成32年度 90.0%

【施策6 行政改革の推進】

《議員からの意見》 具体的な取組と主な取組が同じである。主な取組は具体的に表現するべきではないのか。	
改正前	修正・追加
《具体的な取組》 行政改革大綱に基づく行政改革の推進 《主な取組》 ○行政改革大綱に基づく行政改革の推進	《具体的な取組》 定員管理及び給与の適正化 《主な取組》 ○定員管理の適正化 ○給与の適正化 ○福利厚生事業の適正化

【施策7 効率的な財政運営】

《議員からの意見》 経常収支比率が悪化しているのではないのか。財政の硬直化についても表現すべきではないのか。他団体と比較して財政がきびしいことを表記してもいいのではないのか。	
改正前	修正
本町の財政運営は財政力指数やその他の財政指標によると現在は安定的な状況にあります。しかし、本格的な到来を迎える少子化高齢化や、高度成長期に作られた公共施設の老朽化への対応など、新たな財政支出も今後想定され、一層の財政効率化は不可欠といえます。	本町の財政運営は財政力指数やその他の財政指標によると現在は安定的な状況がありますが、経常収支比率が県平均よりも高い水準にあり、財政構造の硬直化がみられます。さらに、本格的な到来を迎える少子化高齢化や、高度成長期に作られた公共施設の老朽化への対応など、新たな財政支出も今後想定され、一層の財政効率化は不可欠といえます。
《議員からの意見》 公的資産の有効活用で町有財産の処分も検討したらどうか。	
改正前	追加
—	《公的資産の有効活用の説明》 また、利活用されていない土地等の資産の売り払いなど検討します。

【施策17 男女共同参画社会の実現】

《議員からの意見》 女性の能力開発支援という表現は正しいのか。	
改正前	修正
《具体的な取組》 女性の活躍による地域社会の活性化 《主な取組》 ○女性の能力開発支援	《具体的な取組》 女性の活躍による地域社会の活性化 《主な取組》 ○女性の能力開発支援（エンパワーメント）

【施策18 農業の振興】

《議員からの意見》 数値目標が認定農業者数であるが目標値が少ない。総合戦略で直売所の売上額があったので目標値になるのではないか。	
改正前	修正
《主な達成目標》 認定農業者数 〔現在〕平成26年度 75人 〔目標〕平成32年度 80人	《主な達成目標》 農産物直売所販売額 〔現在〕平成26年度 430,000千円 〔目標〕平成32年度 495,000千円

【施策19 林業の振興】

《議員からの意見》 本町では、植林はないのではないか。	
改正前	修正
《具体的な取組》 治山事業の推進 《主な取組》 ○植林等による治山事業整備	《具体的な取組》 治山事業の推進 《主な取組》 ○森林の保育等による治山事業整備

【施策20 水産業の振興】

《議員からの意見》 Uターンは漁業権の問題があるので、Iはないのではないか。	
改正前	削除
《具体的な取組》 漁業生産基盤の整備 《主な取組》 ○Uターンと連携した就業者対策	○Uターンと連携した就業者対策・・・削除

【施策23 観光・移住・シティプロモーションの振興】

《議員からの意見》 町長は議会でシーサイドパークとかシーサイドストリートとか言っているが施策の中にその表現は盛り込まないのか。	
改正前	修正
《具体的な取組》 地域資源を活かした多様な交流促進 《主な取組》 ○シーサイドマルシェなど多様な交流機会の創出	《具体的な取組》 地域資源を活かした多様な交流促進 《主な取組》 ○シーサイドストリートを活用したシーサイドマルシェなどのイベント開催

【施策25 市街地の整備】

《議員からの意見》 数値目標の公園の保有面積は国の目標では10.0㎡となっているが、9.4㎡としたのはなぜか。	
改正前	修正
《主な達成目標》 町民1人あたり公園保有面積 〔目標〕 9.4㎡	《主な達成目標》 町民1人あたり公園保有面積 〔目標〕 平成32年度 10.0㎡
《議員からの意見》 番地の整備（住居表示）について検討すべきではないのか。	
改正前	追加
《具体的な取組》 計画的な土地利用の推進と新市街地の形成 《主な取組》	《具体的な取組》 計画的な土地利用の推進と新市街地の形成 《主な取組》 ○住宅団地開発に際してのわかりやすい住所表示

【施策27 下水道の整備】

《議員からの意見》 不明水については、明記すべきではないか。	
改正前	修正
《具体的な取組》 下水道施設の長寿命化への対応 下水道施設の長寿命化及び耐震化を図るため、老朽化施設の更新等を効果的・効率的に進めます。	《具体的な取組》 下水道施設の長寿命化等への対応 下水道施設の長寿命化、耐震化及び不明水対策を図るため、老朽化施設の更新等を効果的・効率的に進めます。

【施策28 道路の維持】

《議員からの意見》 具体的な取組と主な取組が同じである。主な取組は具体的に表現すべきではないのか。	
改正前	修正
《具体的な取組》 道路の維持管理 《主な取組》 ○道路の維持管理	《具体的な取組》 道路の維持管理 《主な取組》 ○適正な維持補修の実施

【施策31 消防・防災体制の強化】

《議員からの意見》 具体的な取組と主な取組が同じである。主な取組は具体的に表現すべきではないのか。	
改正前	修正
《具体的な取組》 災害危険箇所の周知 《主な取組》 ○災害危険箇所の周知	《具体的な取組》 災害危険箇所の周知 《主な取組》 ○防災マップ等を活用した災害危険箇所の周知

【施策37 高齢者福祉の充実】

《議員からの意見》 高齢者への虐待や後見人制度などはどこに盛り込んであるのか。	
改正前	追加
《具体的な取組》 介護予防と生活支援・生きがいつくりの推進 《主な取組》	《具体的な取組》 介護予防と日常生活支援・生きがいつくりの推進 《主な取組》 ○高齢者の虐待防止と権利擁護の推進・・・追加